一〇	一〇	九・三七五	（一）二九	
［略］	［略］	［略］	［略］	

［注１・２　略］

［イ　略］

［３～５　略］

６　設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1)　［略］

(2)　陸上移動局（中継を行うものを除く。）の送信装置

ア　一の搬送波を送信する送信装置又は隣接しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

チャネル間隔（MHz）	五						
離調周波数（MHz）（注１）	一未満		一以上五未満		五以上六未満		六以上一〇未満		一〇
不要発射の強度の許容値	任意の五〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一一・二dBm以下の値		任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）八・二dBm以下の値		任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一一・二dBm以下の値		任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）二三・二dBm以下の値		任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一一・二dBm以下の値

一〇	一〇	九・三七五	（一）二九	
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	

［注１・２　同上］

［イ　同上］

［３～５　同上］

６　［同上］

(1)　［同上］

(2)　［同上］

ア　［同上］

［同上］

チャネル間隔（MHz）	一〇
離調周波数（MHz）（注１）	一未満
不要発射の強度の許容値	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一一・二dBm以下の値